

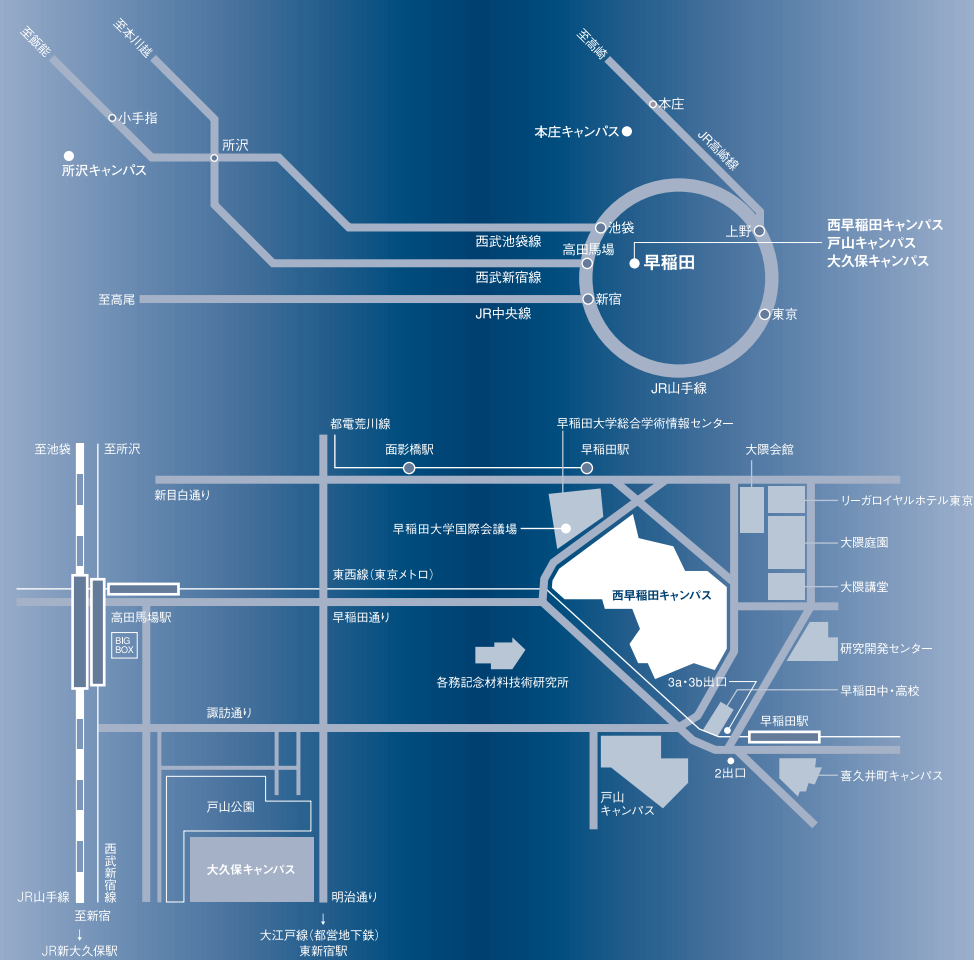
早稲田大学21世紀COE
《企業法制と法創造》総合研究所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学1号館308-1
TEL 03-3208-8408 FAX 03-5286-8222
e-mail: webmaster@21coe-win-cls.org
http://www.21coe-win-cls.org/

21st Century COE Program

COE

Waseda University 21 coe-win-cls
21st Century COE Program
"Creating New Legal Systems for Corporation and Society"
Waseda Institute for Corporation Law and Society



21st Century COE Program

COE

Waseda University 21 coe-win-cls
21st Century COE Program
"Creating New Legal Systems for Corporation and Society"
Waseda Institute for Corporation Law and Society



企業社会の変容と法システムの創造
早稲田大学21世紀COE
《企業法制と法創造》総合研究所

21世紀COEとは、21世紀を担う卓越した研究拠点(Center of Excellence)として文部科学省より採択された拠点。五年間にわたり大型の研究補助金が支給される。本研究所は平成15年度に社会科学分野において採択された研究拠点である。

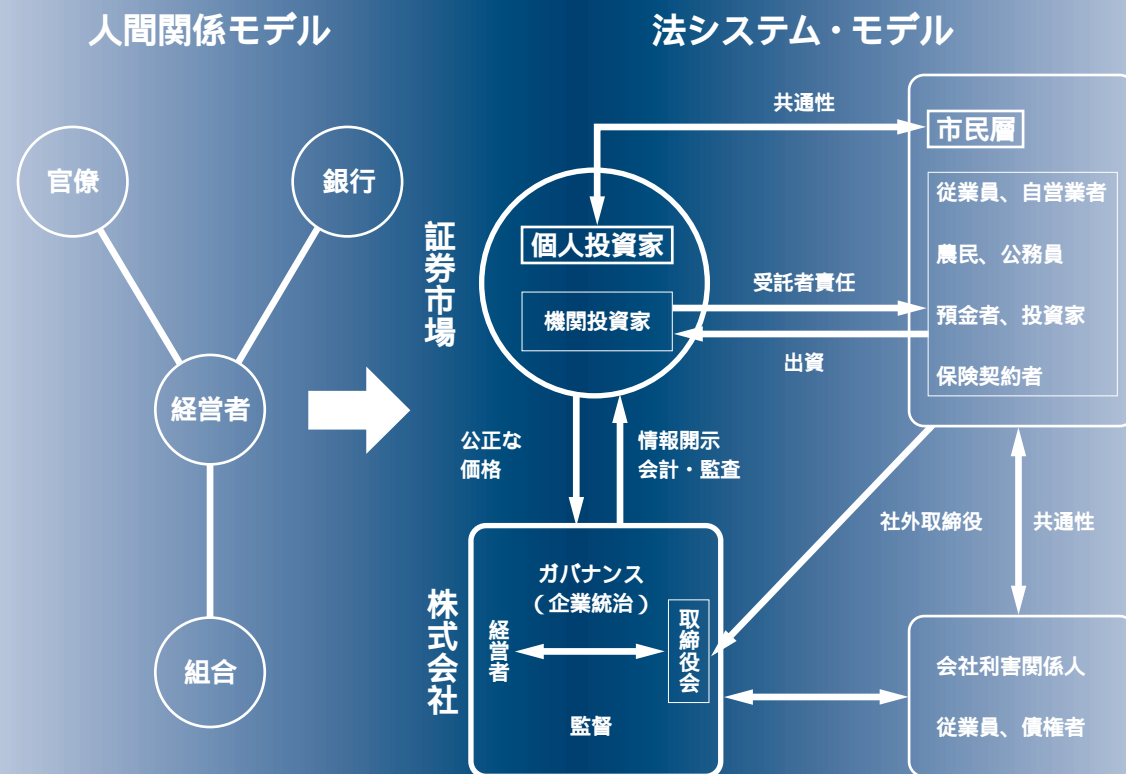
COE

Waseda University 21 coe-win-cls
21st Century COE Program
"Creating New Legal Systems for Corporation and Society"
Waseda Institute for Corporation Law and Society

《企業法制と法創造》総合研究所が指すもの

喫緊の課題に本質論でアプローチ
論理で乗り越える・欧米の経験

一切の法分野が「企業と市場」をキーワードに一斉に研究活動
21世紀の新しい法律学と社会科学のあり方を探求する
「企業と市場」をキーワードに日本の市民社会論にアプローチ
独立系法制度論研究所としての地位を目指す
早稲田大学建学の精神「学の独立・進取の精神」を遺憾なく発揮



拠点リーダー
上村達男 教授

《企業法制と法創造》総合研究所が指すもの

日本の企業社会が抱える問題は、単に経済政策や金融政策の問題として捉えるべきではなく、生き馬の目を抜くような証券市場が本格展開する状況に適合的な公開株式会社というのについて無知であったことに多くの原因を見いだすことが出来ると考えております。本格的な株式会社制度とは、本格的な証券市場に耐えうる株式会社法、民事法、刑事法、紛争処理法、司法制度、会計・監査等々の総合力が試される仕組みです。

我々の拠点は、これら法分野の研究に、企業と市場という共有概念を持ち込み、まさに大規模な総合研究を行うことで、真に日本の企業社会にとって必要な視点や提言を行っていかうとするものです。まさに拠点の採択理由が、「日本の喫緊の課題につき、制度の基本構造に遡って、歴史的・哲学的に掘り下げた研究を行い、それを踏まえてあるべき姿を探求するという、目的を高く掲げた計画となっている点が評価できる」としているところに我々の気持ちが表現されているのです。

また、大事なことは企業法制のあり方を見直すということは、言い換えれば市民社会のあり方を問うということだ、との視点です。エンロンやワールドコム の破綻のような問題が起こった場合、本来、株主は怒るものです。ところが日本の株主は諸外国の株主ほど怒りません。これは日本の株主の多くが法人株主だからです。ギルドや団体による抑圧の中で個人中心の市民社会を作り上げた歴史を持つ欧米では、株式市場が個人投資家によるものであることにこだわります(アメリカでは個人のための存在である機関投資家を含めますので、個人が9割を超えます)。市民社会と企業社会が本来非常に近い存在であるべきとの思想的背景を持たない日本は、市民社会と企業社会が乖離した法人中心の企業社会を経済の急発展と引き換えに作ってしまいました。これを変容させていくためには、欧米の結社や団体、法人に対して有する警戒感、それを生んできた啓蒙思想や市民革命などの歴史や思想の研究まで掘り下げていく必要があります。そのうえで、日本の企業社会は市民社会と一体の個人に優しい社会へと移行する必要があります。

《企業法制・資本市場法制は市民社会の質を規定する》- こうした視点を持ちながら企業法制のあり方を考えるためには、欧米の経験を《論理》で乗り越える必要があります。日本くらいこの分野で理論構成を尊重しなければならない国はないと思います。そうでないと彼らの失敗の歴史をいたずらに確認することしかないのです。こうした気持ちをこめて、本拠点は《法創造》を研究所の名称に取り入れたのです。

幸い、こうした研究目的に早稲田大学内外の多くの研究者が賛同され、きわめて多くの研究企画が立ち上がっております。こうした旧来の研究分野を乗り越え、大学の壁を乗り越えた研究から、21世紀の日本の新しい法律学が、ひいては日本の本格的な社会科学が芽生えることを夢想しております。



組織・研究体制

設置母体

- 早稲田大学大学院法学研究科
- 早稲田大学大学院商学研究科
- 早稲田大学比較法研究所

研究企画一覧

各部門のうち冒頭の大文字Aで表示された企画は、各部門の総合統括部門を意味する。

基礎法研究部門

- I-A. 「企業と社会」基礎研究(公法・基礎法部門統括)
- I-b. 基本的法概念のクリティーク
- I-c. 企業行動に関する法的・非法的な実証研究
- I-d. 企業と市場の相互作用に関する法学的研究

民法法研究部門

- II-A. 企業と市場に係る民法法総合研究(統括)
- II-b. 企業社会の変容と民事責任システムの新たな構築
- II-c. 日韓中(日中韓)によるアジア民事法研究グループ
- II-d. 環境法における予防原則と企業活動

企業・資本市場法研究部門

- III-A. 企業・資本市場法総合研究グループ(統括)
- III-b. 会社法解釈等総点検研究会
- III-c. フランス・EU企業法総合研究
- III-d. スカンジナビア諸国における企業と社会
- III-e. 信託・資産流動化研究

刑事法研究部門

- IV-A. 企業と市場に係る刑事法研究

労働法研究部門

- V-A. 変容する企業組織・労働市場と労働世界における法創造の課題

企業破綻法研究部門

- VI-A. 次世代倒産法制度のあり方の研究

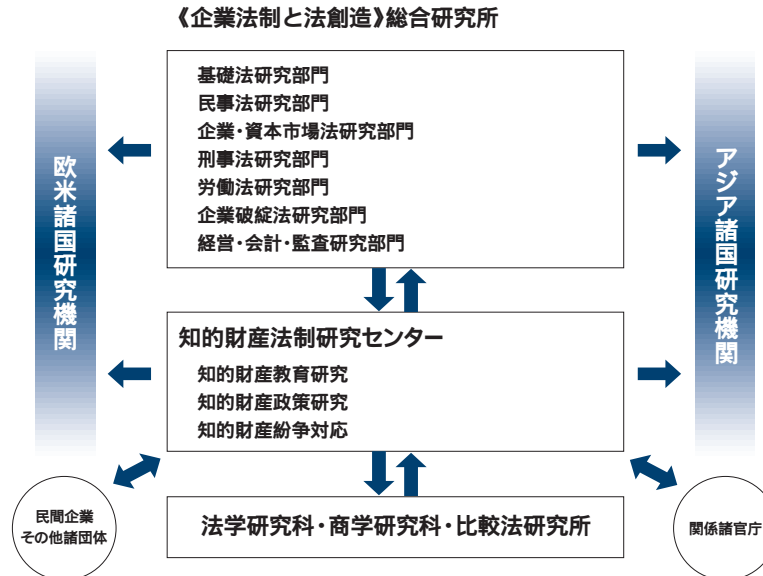
知的財産法研究部門

- VII-A. 知的財産法研究センター

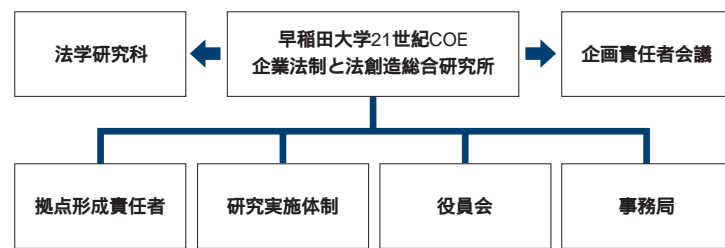
経営・会計・監査研究部門

- VIII-a. 21世紀のコアレポート・ガバナンスと法システムの創造
- VIII-b. 20世紀日本企業の企業統治と投資行動・パフォーマンス
- VIII-c. 企業活動の変容に対応する会計・ディスクロージャー制度のあり方

概念図



執行体制



本研究所は7つの大枠の研究分野と「知的財産法研究センター」で構成され、現時点での20の研究企画グループを擁する大がかりな総合研究所です。一つ一つの研究グループに企画責任者の他に学内外の研究員、事務担当者、研究補助員が存在し、研究企画を運営しています。企業と市場、市民社会という共通の概念をキーワードに、拠点リーダーの統括のもと、多くの研究者が関わっている各研究企画グループがそれぞれ自主的な運営を行っています。

基礎法研究部門では、啓蒙思想と市民社会、団体理論、見えざる社会的規範を対象とし、欧米の企業・市場に関する法意識を調査研究していきます。民法法研究部門では、主に企業と市場に係る民法法のあり方を研究します。企業・資本市場法研究部門では企業統治のあり方や、資本市場と直接の関係に立つ資本調達法制および企業再編法制などの企業法制・資本市場法制自体の問題を研究対象とします。刑事法研究部門は、市場犯罪や法人処罰など企業と市場に関わる刑事法制を主な研究対象とします。労働法研究部門は、労働市場・企業組織の変容、企業組織再編、企業の社会的責任などの観点から労働法を研究します。企業破綻法研究部門では、企業倒産制度における本質的な問題を研究します。また、本拠点では急速な発展が予想される知的財産制度の法制研究を本拠点の恵まれた環境下に置くことで、法的総合力に支えられた真に安定的な発展を目指すものとし、「知的財産法研究センター」を極めて実践的な総合研究部門として位置づけています。知的財産研究の国際的ネットワークの構築、世界的レベルでの紛争事例・判例の検索システム構築とともに知的財産制度の研究に取り組めます。経営・会計・監査研究部門は、ますます重要性を増す会計・監査や企業統治を中心に、商学研究科の経済学、会計学、経営学の専門家との共同研究を推進します。

拠点形成責任者

(肩書は2005年10月1日現在)



拠点リーダー
上村達男 教授
法学研究科 民法学専攻
本研究所長



高林龍 教授
法学研究科 民法学専攻
本研究所副所長
本研究所知財センター長



木柵照一 教授
法学研究科 民法学専攻
比較法研究所長
本研究所知財副センター長



宮島洋 特任教授
法学研究科 公法学専攻



宮島英昭 教授
商学研究科 商学専攻
本研究所副所長



加古宜士 教授
商学研究科 商学専攻
本研究所顧問
会計研究科長



鎌田薫 教授
法学研究科 民法学専攻
法務研究科長



内田勝一 教授
法学研究科 民法学専攻
国際教養学部長



宮澤節生 客員教授
臨床法学教育研究所



奥島孝康 教授
法学研究科 民法学専攻
前総長・学事顧問
本研究所顧問



竹中俊子 客員教授
臨床法学教育研究所
法務研究科



島田陽一 教授
法学研究科 民法学専攻



大塚直 教授
法学研究科 民法学専攻



笹倉秀夫 教授
法学研究科 基礎法学専攻



戒能通厚 教授
法学研究科 基礎法学専攻



戸波江二 教授
法学研究科 公法学専攻



野村稔 教授
法学研究科 公法学専攻



須網隆夫 教授
法学研究科 民法学専攻
臨床法学教育研究所長



浦川道太郎 教授
法学研究科 民法学専攻



加藤哲夫 教授
法学研究科 民法学専攻
法学学術院長・法学部長



田口守一 教授
法学研究科 公法学専攻
本研究所副所長 事務局長



近江幸治 教授
法学研究科 民法学専攻



尾崎安央 教授
法学研究科 民法学専攻
比較法研究所幹事

役員会

- 顧問 奥島孝康(学事顧問、前総長) 加古宜士(商研)
- 島田征夫(法研) 横田信武(商研)
- 所長 上村達男(法研)
- 副所長 高林龍(法研・知的財産法研究センター長) 田口守一(法研) 宮島英昭(商研)
- 役員 木柵照一(法研・比較法研究所長・知財法研究センター副センター長) 曾根威彦(法研・法学研究科長)
- 戸波江二(法研) 鎌田薫(大学院法務研究科長)
- 浦川道太郎(法研) 加藤哲夫(法研・学術院長・法学部長)
- 尾崎安央(法研・比較法研究所幹事)
- 榎沢能生(法研・法学研究科教務主任)

事務局

- 所長 上村達男
- 副所長・事務局長 田口守一
- 副所長 高林龍 宮島英昭
- 幹事 渡辺宏之
- 書記 今村哲也 齊藤直 金賢仙
- 事務統括 三條目織江
- 経理・庶務担当 廣井薫
- 英語担当 伊原美喜
- ホームページ担当 佐藤庸平

研究企画の概要

I 基礎法研究部門



I-A 「企業と社会」基礎研究(公法・基礎法部門統括) 企画責任者 戸波江二

企業の置かれている社会状況と企業活動に対する社会の評価・イメージについて基礎的研究を行い、もって企業の活動のあり方と社会との関わりについて提言を行う。企業制度を成り立たせている思想的、公法的基盤について幅広く研究する。啓蒙思想・市民革命と結社の自由・団体観・企業社会のあり方と市民社会のあり方との関係、法人の人権論等々、民法法・企業法・資本市場法との共同研究を行う。

I-b 基本的法概念のクリティーク 企画責任者 榎澤能生

日本の企業社会の構造の解明には、ヨーロッパを出自とする近代法が、現代日本社会でいかなる変容を蒙りながら理解され用いられているのかを明らかにする必要がある。基本的な法概念が形成された思想史的背景に立ち返って概念を位置づけることが本グループの第一の課題である。また「法の創造」の課題に関しては、いわばフィクションとして構成された近代法の諸基本概念が、フィクションとしてもその意義と限界を考察する作業が不可欠といえよう。本共同研究は、実定法学と基礎法学との新しい協同関係を構築しつつ、新しい法学の可能性を切り開こうとするものである。一言で表現するならば、主要実定法領域における基本的な諸概念をとりあげ、そのexplicatio=Auslegung(解釈)、つまりサヴィニーが規定した二つの条件の下で解明することである。それは第一に、個々の法概念や法律条文の背後にある思想、その思想を生かさせた精神活動を生き生きと思い浮かべることであり、第二に、そのような個々の法概念・法律条文・思想・精神活動なるものを、個別的なものがそこから光を受けるところ、法の全体像の中に位置づけることである。そのため、実定法学者と基礎法学者の共同研究も実施しており、一定の成果が上がっている。

I-c 企業行動に関する法的・非法的な実証研究 企画責任者 宮澤節生

アメリカの市場万能主義が日本で批判されることがあるが、アメリカの資本市場ないし株式会社制度を成り立たせている思想的・制度的条件について研究し、アメリカ法導入の際の方法的視点を確立する。例えば、おとり操作、盗聴、覆面捜査、SEC、報奨金、司法取引、クラスアクション、ディスカバー、そして経済学者も最終的に依拠する連邦最高裁の権威等々、さらには銃で守ろうとする個人の生活とそこから派生する自己責任原則の意義等、アメリカにあって日本にない条件を探求することで、真のアメリカ法研究を模索する。また、アメリカにおける法曹の役割についても意義のある研究を行っている。

I-d 企業と市場の相互作用に関する法学的研究 企画責任者 須網隆夫 土田和博

本企画は「市場」や「企業」の憲法学的検討を行うとともに、これを踏まえて「市場」の基本的ルールを定める独占禁止法といわゆる領域特定規制を定める事業法との関係や両者の運用に關して欧米諸国との比較検討を行うなど、さまざまな課題に取り組んできた。2005年5月には2年間の研究を踏まえて、中間報告書「政府規制と独占禁止法」を取りまとめるなど、着実な成果を上げつつある。

II 民事法研究部門



II-A 企業と市場に係る民事法総合研究(統括) 企画責任者 鎌田薫 上村達男 内田勝一 浦川道太郎

市場と不法行為、市場に対する責務の不履行、金融商品の説明義務・適合性原則、市場を経由する消費者・投資家損害の賠償、金融商品設計に係る民事法の意義、商事信託法制、受託者責任、市場取引の客体たるモノとしての権利、財団・法人・中間法人・組合といった事業の受け皿法制等々の研究は、企業・市場を担い支える民事法という視点を必要とする場合が多い。本企画はこうした総合分野を民法と商法の共同研究とすることによって、新たな学問的地平を切り開こうとするものである。

II-b 企業社会の変容と民事責任システムの新たな展開 企画責任者 藤岡康宏 後藤巻則 上村達男

規制緩和時代における民事責任のあり方について、民事責任の原理、救済手段の多様性、刑事責任ないし行政的規制との関係、法政策の実現と民事責任の役割など、多様な視点から検討し、企業社会における民事責任像の構築を目指す。本研究は若手研究者の育成を目的とするものである。全国から研究者が集い、着実な成果が上がっている。

II-c 日韓中(日中韓)によるアジア民商事法制研究グループ 企画責任者 田山輝明 近江幸治 上村達男

アジア各国の法律(私法)は、ヨーロッパ大陸法の影響を強く受け、その法体系を継受した。しかし、アジアといっても、国によって独自の文化を持ち、それが多彩な形で法律関係に影響を与えてため、統一的な規範というものを考えることができなかった。しかし、21世紀の「アジアの時代」において、経済的な文化交流が活発化しているに伴い、取引法に関する統一規範の形成は今や喫緊の課題となっている。そこで、これまで日韓間・日中間において培ってきた学術交流の関係を基盤に、新たに3国間の民商事法制に関する「アジア法研究拠点」を形成し、「アジア取引法の統一規範と統一解釈の可能性」を探ることを目的とする。また、企業と市場に係る総合法領域が一体となって研究活動を行うことは、これから本格的に企業と市場に潜む諸問題に直面するであろうアジア諸国にとって、有益な知見を提供しうる。本企画はこうした視点から、企業・市場法制に関して、日中韓の各国との間に学問交流を活発化させている。

II-d 環境法における予防原則と企業活動 企画責任者 大塚直

今日、日本のみならず諸外国においても、企業活動に環境配慮が求められる。そのための様々な法制度による規制等が実施されているが、環境の観点から鑑みるとまだまだ十分なものとはいえない。また、環境に関する法制度については動きが早く、例えばEUでは毎年多くの新しい指令の制定や、既存の指令の改正が行われている。当研究においては、世界の法制度、とりわけEU、アメリカの法制度や、種々の国際条約を素材としつつ、特に近時注目の的となっている「予防原則・予防的アプローチ」、及び、「リスク論」を中心とした検討を進め、国際条約及び各国の法制度における化学物質、気候変動、自然保護、遺伝子改変生物等といった各分野での予防原則、予防的アプローチの適用状況、及び、リスク論を整理している。

III 企業・資本市場法研究部門



III-A 企業・資本市場法総合研究グループ 企画責任者 上村達男 正井章彦 渡辺宏之

日本の金融・資本市場法制のあり方を総合的に研究する中核的な研究グループであり、他の企画で吸収できない問題を総合的に扱っている。もとより企業資本市場法制関係の各論的な研究グループと一体となって研究を推進する。ここでは金融審議会等での議論を検証し、場合により対案を提示する。重要なパブリックコメントに応える。万事、政府からの諮問を受けたいと審議できない現状を乗り越える努力を行い、たとえば金融法制を横断的・包括的に再構成する日本版金融サービス市場法の提案、その他の制度改革提案のための研究を行ってきた。横断的法制研究については、総合研究開発機構(NIRA)との共同研究の成果が三冊の報告書として結実した。また、日本取締役協会の公開企業法委員会における公開株式会社法要綱案作りにもCOEの若手研究者が参画してきたが、その成果は自民党の関心を集め、具体的な成果が求められている。その他、頻繁に行われる会社法改正に対する評価、判例分析、海外法制研究等を実施してきた。欧米の企業・市場に関する調査研究グループとの共同研究が実施される。EU資本市場法制研究などの企画も吸収して、大規模な日欧シンポなどの実施が予定されている。中国全人代法制工作委員会との研究協定の覚書、中国证券管理監督委員会と東証との三者による研究交流覚書の締結が予定されており、中国における会社法・証券取引法改正に多大な貢献を行ってきた。

III-b 会社法解釈等総点検研究会 企画責任者 上村達男

金庫株の取得、ストック・オプション、種類株式等々、従来は弊害防止のために原則禁止の立場がとられていた多くの問題が原則自由に転換されている。会社法の解釈も判例の評価も自由化時代のものに大きく転換される必要がある。また、閉鎖会社を念頭におかれた戦後判例も、公開株式会社に適用可能か、すべて再吟味が必要である。まさに法解釈のあり方等につき、鼎の軽重が問われる状況にある。日本では失敗を経験する前に、予防法学的見地から法解釈論をあらかじめ展開しておくことの重要性が極めて高い。こうした観点から、会社法解釈、判例の評価、立法提案に対する評価等を継続的に検証してきた。会社法現代化改正案に対する意見提出のための研究会、企業買収に関する経済産業省の企業価値研究会報告書等に対する批判的な見解のとりまとめを行いつつある。

III-c フランス・EU企業法総合研究 企画責任者 鳥山恭一

欧州のなかでも、ローマ法および中世における先進商業国家であったイタリアの伝統を直接に引き継ぎ、現在でも、いまでもなくドイツとともにヨーロッパの中心を占めているフランス法を対象にすることで、ローマ法以来の法の伝統を背景にししながら、今後のEUの展開という将来も見据えて、企業というものの法的な捉え方、あるいは企業をめぐる法のあり方を、いわば多面的、立体的に検討する。対象は、会社法、商取引法などの伝統的な商法の視点だけでなく、競争法、資本市場法、銀行法または金融法をも含めた広い意味での企業法制全般とする。また、企業法制の前提になる民法、および、法人のあり方を規定する憲法からの視点も検討の対象とする。啓蒙思想と人権宣言、市民革命の地、フランスで企業社会と市民社会は思想的にどのような調和を保っているのか、法令の形をとらない見えざる企業社会の規範意識は何か、企業社会でのフランス的こだわりは何を尊重するものなのか、本COE企画の問題意識にとって有益な貢献をすることができると考えている。

III-d スカンジナビア諸国における企業と社会 企画責任者 尾崎安央 松澤伸

EU先進諸国の企業法制度の研究といえば、英米独仏を中心としたものになりがちであるが、ノルウェーの例もあるように、バルト海沿岸スウェーデンのような北欧諸国も世界的企業を抱える先進工業国であり、またシエルやフィリップスなどを抱えるオランダ(近時、航空業界の統合の動きも報道された)を含むいわゆるベネルクス三国、エストニアなどのバルト三国、そしてその北海・バルト海周辺国の接合部たる要衝に位置するデンマークなど、いわゆる北ヨーロッパの企業社会と法制度に関する研究は、わが国ではかならずしも十分でなかったように思われる。特に、スカンジナビア法制と呼ばれるスウェーデンなどの法制度は、その「利益衡量法学」を支える文化ともども研究しなければならない法領域である。またドイツ法的でありながらアングロ・サクソン族の故地であったことを思い出させる法制度を有するオランダ、そしてデンマーク法制(旧領土であるアイスランド法も含め)は、対岸のイギリス法との比較研究も可能であろうと思われる。EU法の一部ではあるが、独自の法領域として、北ヨーロッパに焦点を絞った研究グループを立ち上げ、企業社会と市民社会がどのように共存しうるか、というCOE拠点の問題意識に迫る研究活動を行っている。

III-e 信託・資産流動化研究 企画責任者 渡辺宏之

信託法に関する重要問題を対象とする。ファイナンスとの関連では、信託と資産流動化との関わりを中心に研究する。具体的には、新たな信託財産としての「知的財産権の信託」等に関する様々な法律問題の考察を行っている。さらに、今後わが国においても導入が検討されている「新たな信託の類型」についての研究を行っており、法政策的提言も積極的に行う。一方で、信託を生み出した英国の信託法に立ち返って、信託法理を深く研究することも目的としており、スコットランド信託法等の考察を通じた比較法研究により、信託法研究に広がりや深みを持たせることも企図している。

IV 刑事法研究部門



IV-A 企業と市場に係る刑事法制研究 企画責任者 田口守一 野村稔 曾根威彦

企業と市場に関する法制の実効性を担保するための最も伝統的な手段は刑事罰である。伝統的な刑事法の発想は市民社会対応型と考えられ、その意義が低下することは決してない。しかし企業と市場に関する法制は、日々大規模に変化する市場と企業を対象とし、かつ複雑な利害が絡み、かつ先端的な金融手段は不正手段を先端的で補正しがたいものとするため、日々市場で生起する不正に確実に対するためには、様々な中間的な制裁手段や現場での制裁手段の活用が不可欠となる。またこれら法制が守ろうとする保護法益も、日々変化する可能性もある(投資者保護から市場機能の確保等)。会計規範が刑事罰を伴ったものであることはアメリカでは当然であるが、そうした認識も市場の成長とともに高まっていく。本企画は刑事法の研究者と企業・市場法制の研究者との共同研究を通じて、市場犯罪の性格・保護法益、法人処罰の意義、法人処罰にまつわる時効の意義、中間的制裁手段等々について新たな研究上の展望を開き、具体的な制度論に生かそうとするものである。これまでに、内閣府の支援を得て企業不正等に関する日本初のアンケート調査を実施するなど、見るべき成果を上げている。

V 労働法研究部門



V-A 変容する企業組織・労働市場と労働世界における法創造の課題 企画責任者 石田真 島田陽一

本研究拠点の目的に沿って、企業法制・資本市場法制とともに、労働法制もまた市民社会の質を規定するものであることを明らかにする。研究対象である企業組織は、労働という角度から見ると、労働組織としての企業組織、事業組織としての企業組織、会社組織としての企業組織という三つの側面において、その意義と役割を分析することができる。労働の角度から特に注目されるのは、第一に、一つの法人格内で完結しない企業組織(「グループ経営」)の出現が労働者に及ぼす影響であり、第二に、労働組織としての企業組織の構成員の雇用形態・契約形態の多様化が急速に進行していることである。組織構成員の変容は、労働者派遣法や職業安定法の改正等によって促進されているが、ここでもこうした問題が労働者にどのような影響を及ぼすのかという観点からの法的解明は遅れている。第三は、こうした企業組織と労働市場の変化が女性労働者の変容とも関連していることである。労働市場の女性化といわれる事態は、様々な雇用形態にある女性を企業組織の構成員として内部化しつつ、仕事と家庭の問題を新たな段階で顕在化させている。労働者はまさしく生身の市民そのものであるから、こうした諸問題の解明は、企業社会ひいては市民社会のあり方を考える上で、絶対に避けることのできない問題である。企業法制との共同研究は成果を生みつつある。

主な研究成果

本拠点は、企業と市場と市民社会というキーワードを共有する法分野横断的な研究を推進し、日本の総合力を高めることへの貢献を目的としています。研究会、国際・国内シンポジウムが法分野横断的にオープン形で開催され、多数の学内外関係者の参加を得ています。こうした研究活動を通じ、多数の国内外外部機関との連携が育まれており、共同研究、委託調査研究といった形でも成果を生んでいます。こうした我々の一連の研究活動に対しては、平成17年10月の21世紀COEプログラム平成15年度採択拠点の中間評価において、評価段階最高レベルの評価を頂いております。

「法と市場と市民社会のあり方に関する研究会」(2003年9月～2004年9月、座長・上村達男)

横断的・包括的資本市場法制の提言と具体化への取り組みとして、NIRA(総合研究開発機構)との共同研究を行い、他大学COE4拠点のリーダーを含む官・学・民の専門家が研究会メンバーとして参加しました。統合的・横断的な法・制度システム基盤を確立することの重要性と、時代の要請としての法と政府の果たすべき具体的な機能を示した「統合的・横断的市場法制グランドデザイン」を提言としてまとめ、報告書を発表しました。

企業の法的責任・社会的責任のあり方に関する実態調査

内閣府経済社会総合研究所との研究協力で、日本の主要企業約3,000社に対し、企業倫理やコンプライアンス、企業の法的責任・社会的責任のあり方に関する実態調査研究を行いました。この結果は、企業不祥事に関するデータとしてまとめられ、比較法的に研究を行い、立法提言に役立てていく予定です。

知財日米模擬裁判(2003年12月)

東京地裁との協力で、日米の現役裁判官が参加し東京地裁法廷での公開模擬裁判を行いました。現役の判事や弁護士が参加し、特許侵害訴訟について日本と米国それぞれで二つの裁判を行いました。同一のケースで日米異なった判決を得るといふ審議は、内外でも大きな反響を呼び、資料映像としてロースクール等で教材にも活用されています。



知財判例データベース <http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/>

アジア諸国の知的財産判例を、重要判例を収集、要約・評釈を加え、英語に翻訳してデータベースとしてWeb上に無料公開する世界初のプロジェクトであり、各国の研究者や実務者が国際的な知的財産法の発展に資するための議論を行うことができる手段の提供を目的としています。既に進行している中国、タイ、インドネシア、台湾に加え、韓国、ベトナムなどでも作業を開始しています。日本については、最高裁判例の英訳データベースが(財)知的財産研究所のサイトに公開されています。(本研究所ならびにワシントン大学先端知的財産センター(The Center for Advanced Study and Research on Intellectual Property(CASRIIP))が協力)

中国全人代との研究交流

中国全人代常務委員会法制工作委員会と中国会社法改正に関し研究交流を行い、中国経済の将来の飛躍に相応しい制度のあり方の検討に向け、積極的な研究交流を継続して行うことで合意しました。また、会社法・証券取引法といった問題については、東京証券取引所の支援も約束され、中国証券監督管理委員会とも、本研究所、東京証券取引所との三者間で研究交流にかかる覚書の締結で合意が成立しており、今後さらなる交流が多岐にわたって進められる予定です。

新しい法律学の創造を目指す横断シンポジウム(2005年2月5日)

本拠点の研究分野を包括する全体シンポジウムとして、企業と市場と市民社会という共通のキーワードを設定し各法分野がテーマを共有する横断シンポジウムを開催しました。法分野では日本初の画期的なシンポジウムであり、会社法・資本市場法からの問題提起を踏まえ、憲法、法社会学、法史学、民法、刑事法、労働法、経済法、紛争処理法、倒産法、知的財産法の各専門家が、一堂に会して意見を交換しました。今後とも本拠点はこういった研究活動を特色とし、新たな法律学の創造を目指していきます。



VIII 経営・会計・監査研究部門

VIII-a

21世紀のコポレート・ガバナンスと法システムの創造
企画責任者 宮島英昭



21世紀における企業社会のあり方を考えるにあたっては、企業とそれをとりまく様々な構成員(株主、従業員、取引先、顧客、地域社会など)の行動とその関係(コポレート・ガバナンス)を考察することが不可欠である。本研究の方法は、本拠点の1つの特徴「市民社会のあり方、その背景にある思想や歴史、哲学をも対象とする掘り下げた研究を行う」にそったものである。各国の文化、歴史、慣習を考慮に入れた、アメリカ型ではないコポレート・ガバナンスのモデルを世界に向けて提唱する社会的意義はきわめて大きいと考えられる。

VIII-b

20世紀日本企業の企業統治と投資行動・パフォーマンス
企画責任者 宮島英昭 花井俊介

本プロジェクトは、1900年から今日までの約1世紀にわたる日本企業における企業統治構造と、企業行動、パフォーマンスの関係を実証的に分析し、今後の望ましい企業法制・資本市場法制のあり方について経済学的なインプリケーションを提示することを目的とする。

望ましい制度設計を展望するためには、法制・資本市場法制が対象とする企業行動に関する実証的な分析の蓄積が不可欠である。日本企業の統治構造を歴史的に概観すれば、戦前期の日本企業は、創業者が経営にあたる企業家型企業が高い比重を占め、また、経営執行を専門経営者に委託した企業でも、その所有構造や株主の経営への関与は、株式が広範に分散し、実質的権限を経営者に全面的に委譲する経営者企業から、封鎖的所有を特徴とし持株会社が強い実効的支配力を行使する企業まで、著しく多様であった。したがって、戦前期の日本企業は、今日と並んで統治構造が多様であり、その統治構造が企業行動・パフォーマンスに与えた影響を分析対象とすることによって、今日の日本における望ましい企業統治のあり方に対して、一定のインプリケーションを与えることが可能になると考えられる。

VIII-c

企業活動の変容に対応する
会計・ディスクロージャー制度のあり方
企画責任者 加古宜士 川村義則

本企画においては、(1)企業法制における会計・ディスクロージャー制度の位置づけについて法律的・制度的なアプローチによって検討し、(2)会計・ディスクロージャー制度の根幹にかかわる具体的な会計問題(資本制度、連結会計、業績報告、概念フレームワークなど)について会計基準設定の観点から検討し、さらに、(3)投資家等の情報利用者にとって有用な会計情報を提供するために望ましい会計・ディスクロージャー制度や会計基準の方向性について規範的・実証的な視点から検討していく。

また、企業活動の国際化に伴って、会計基準の国際的調和化(ないし統一化)の作業が進められており、この問題についても、わが国としての対応のあり方を模索し、国際会計基準委員会、米国税務会計基準審議会などの主要基準設定機関の他、EU諸国・アジア関係諸国との連携を深め、相互交流や共同声明などの具体的な成果に結びつけていく。

VI 企業破綻法研究部門

VI-A

次世代倒産法制のあり方の研究
企画責任者 加藤哲夫 岩村充 上村達男 長野聡

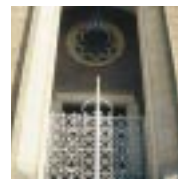


世界的な経済産業の構造的な変化に伴い、企業倒産法制、すなわち危機企業に関するリストラクチャリング・ルールをより効率的かつ経済実態に即して制度設計し運用することは必須である。近年日本の倒産諸法は改正作業が一段落したところであるが、あらためて企業倒産法制における本質的問題、すなわち(1)企業の本質論、継続企業価値論の再評価、(2)企業倒産法の達成すべき目的、(3)あるべき企業倒産法制の制度設計についての研究を試みる必要があるとされている。本研究企画では次世代倒産法制の提案を目指し、企業理論、ファイナンス論そして倒産法学の見地から複眼的視野に基づく学際的研究を行なうことを目的とする。

VII 知的財産法研究部門

VII-A

知的財産法制研究センター
企画責任者 高林龍(センター長) 木畑照一(副センター長) 竹中俊子

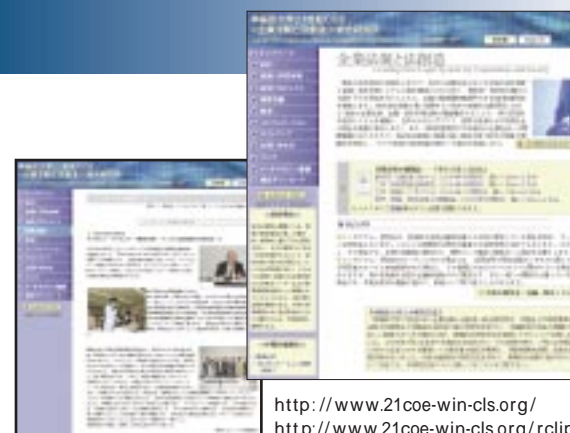


本センターを設置する趣旨は、企業にとって不可欠な最重要戦略部門とされている知的財産保護法制が、西欧において、株式会社制度と同様の長い歴史を有しながら、近年に至って急速に重要性を高めている分野であることから、これを本プログラムの問題意識と一体の、いわばマイクロコスム(縮図)と捉えることにより、サテライト的なものとして位置付け、本拠点の問題意識と研究環境の下に置くことも適切と考えたためである。本センターはプログラム全体の研究体制に組み込まれる形で理論研究を行っていくが、さらに、あるべき知的財産法制を先駆的に確立していくことを目指し、また、知的財産紛争の予防・対応・処理のための紛争事例検索システムをアジア中心に構築し、具体的な問題処理にも携わることを目指している。本COE拠点の問題意識は、欧米型制度の現状と問題点を追求し、真に安定的な日本の企業法制を構築する点にある。本センターでは、かかる問題意識に答えるため、官僚主導型の政策立案から、独立した民間の立場から政策提言を行いうる研究組織を形成し、わが国の知的財産法制の適正な発展を企図する。国家レベルの政策論議に真正面から参加するためには、単に官僚主導で立案された政策を検証するだけではなく、十分な調査と研究に裏付けられたアカデミズムの立場から、国家の政策決定において無視し得ない一定の政策提言(法システムの創造)を積極的に行っていくことが課題となる。制度の基本構造に遡った歴史的・哲学的研究も、近時、法変動の著しい知的財産法の分野において、時流に踊らされないアカデミズムの立場から知的財産制度を超越と論じていくための手段として必要となる。

Public Relations

広報活動

本拠点では、多数の研究者、学内外関係者の参加する多くの研究企画を同時進行で運営するため、さまざまな情報発信や、研究会参加の申し込みのためにウェブを活用しています。ウェブ上では最新の研究会情報や活動状況報告のほか、各企画グループの研究会活動の日程もグループごとで閲覧することができます。本研究所の発行機関誌である、「企業と法創造」もホームページに公開されており、全ての掲載記事をウェブ上で閲覧することが可能です。メールマガジンにご登録いただいた方には、本研究所の研究活動の報告や、主催する研究会、セミナー、シンポジウムなどのご案内を送付しています。



<http://www.21coe-win-cls.org/>
<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/>

教育活動

本拠点の研究には設置母体の一つである商学研究科だけでなく、学内の他学部、他研究科の教員・学生、あるいは学外の研究者や実務家の参加が得られており、日常的に極めて多数の研究企画が同時進行的に推進されています。若手研究者が、法分野横断的な多数の研究企画等に自由に参加し、様々な問題意識や価値観・理念に直接触れながら、RAとして研究企画を支えること自体の人材育成面での意義は、本拠点にとって極めて重要な特色です。本拠点は、専任助教授1名、専任助手2名、21世紀COE特別研究員1名、客員教授2名・助教授1名(非常勤)、博士課程在籍の学生の中から19名のRAを採用しており、研究企画の趣旨に合致する個人研究に奨励研究費を交付するなど、海外派遣や現地調査等の機会を積極的に与えています。また、西欧の真髄である法・制度に挑戦し、日本そしてアジアのための法制度を創造するという問題意識から、アジア諸国からの留学生も多数受け入れています。さらには、早稲田大学法学部の1年生を対象に、COE提供講座として、入学した時点で最新の問題意識に触れることのできる横断的な導入教育講義を実施し、高い評価を得ています。本拠点の研究環境のすべてが、最新の問題意識をもって次世代を切り開く研究者を育てるものと確信しています。

2004年度若手研究者向け奨励研究費交付実績

研究者名	研究表題	研究調査渡航先
川名剛	「ソブリン債の法的課題の国際的側面 アジア債券市場創設に向けて」	イギリス
内山敏和	「現代市民社会と法律行為法 オランダ民法典の観点から」	オランダ
青柳由香	「伝統的知識の法的保護について～文化的表象としてのフォークロアを題材に」	オーストラリア
今村哲也	「タイにおける知的財産判例の研究」	タイ
兪 風雷	「中国における企業従業者の発明権利帰属問題」	中国
佐々木雄一	「メキシコほかラテンアメリカ諸国の外国投資・技術移転法制」	メキシコ他

研究実施体制

所長	上村達男
副所長	高林龍(知的財産法制研究センター長)
副所長	田口守一
副所長	宮島英昭
助教授	渡辺宏之
研究助手	今村哲也 齊藤直
特別研究員	金賢仙(日本学術振興会)
RA	大野友也 一家綱邦 長谷河亜希子 川名剛 内山敏和 手塚一郎 清水真人 呉棋 齋藤雅代 菊田秀雄 内藤忍 二本柳誠 岡部雅人 杉本和士 青柳由香 兪 風雷 張睿暎 小川明子 中山真里

非常勤客員研究員

客員教授	犬飼重仁(総合研究開発機構 NIRA 主席研究員)
客員教授	小田博(ロンドン大学法学部教授・EU大学院教授・弁護士)
客員助教授	長野聡(日本銀行ロンドン事務所次長)

出版・機関誌

機関誌	「企業と法創造」出版社 株式会社 商事法務(ISSN 1349-1865)
創刊号	企業社会の変容と法システムの創造
第2号	知的財産法制研究
第3号	特集・シンポジウム
第4号	特集・研究成果の中間報告
季刊	RCLIPニュースレター
	早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所
	早稲田大学知的財産法制研究センター
	(日本語版 オンライン版 ISSN 1880-3237, 冊子版 ISSN 1880-3210)
	(英語版 オンライン版 ISSN 1880-3245, 冊子版 ISSN 1880-3229)

主な国際シンポジウム一覧 (2003年度～2004年度)

03/12/16 東京地方裁判所「日米知財訴訟公開模擬裁判」
ランドール・レイダー(米国連邦巡回訴訟裁判所判事)/マーティン・エーデルマン(ジョージ・ワシントン大学ロースクール教授)

04/2/24～26 「日韓知的財産法シンポジウム」
石光現(漢陽大学法科大学教授)/孫京漢(韓国国際私法学会副会長法学博士)/安博孝(光云大学法学部教授)

04/03/5-6 復旦大学(中国)「日中商事法シンポジウム」
燕爽(復旦大学副学長)/李昌道(復旦大学法学院院長)/朱慈璜(清華大学法学院教授)

04/03/15-16 日韓中によるアジア民商事法制研究
高昌鉉(元朝鮮大学校総長)/梁慧星(中国社会科学院研究員、中国全人代代議員)/李英俊(東国大学教授)

04/3/18 国際シンポジウム「企業行動に対する弁護士の役割」
ブライアント・G・ガース(アメリカ法書財団)/リチャード・W・ペインター(イリノイ大学)/ロバート・E・ローゼ(マイアミ大学)

04/3/22 公開フォーラム「IPエンフォースメント in アジア」
張曉暉(上海市高級人民法院裁判官)/V. ハトラサック(裁判官 知的財産国際貿易中央裁判所長官)/陶斗亨(ソウル地方弁護士)

04/3/22 国際シンポジウム「労働市場・企業組織の変容と労働法の課題」
アラン・ハイ(ラトガース大学)/キャサリン・ストーン(コーネル大学)

04/3/26 「タイ王国知的財産法とその手続き」
V. ハトラサック(裁判官、知的財産国際貿易中央裁判所長官)/N.スヴィーチャ(裁判官、知的財産国際貿易中央裁判所副長官)/T.ルアンジット(裁判官、知的財産国際貿易中央裁判所事務局長)

04/6/5 アイゼンバーグ21世紀COE拡大研究会
メルビン・アイゼンバーグ(カリフォルニア大学バークレー校ロースクール教授、コロンビア大学ロースクール教授)

04/6/12-13 復旦大学(中国)日中商事法シンポジウム
申政武(中国海洋大学教授)/易継明(中国社会科学院法学研究所教授)/王聖謙(青島大学法学院院長、教授)

04/7/6 ステファン A. ゼフ(ライス大学経営学大学院教授)国際会計講演会

04/9/2-5 漢陽大学(韓国)韓日知的財産法・国際私法共同セミナー
李大(仁荷大学教授)/李奎浩(光云大学教授)/案在顯(国際協力担当官、特許庁)

04/10/21 国際連合大学(東京都)コーポレートガバナンスシンポジウム(共催)
G.ジャクソン(キングス大学教授)/青 騰(法政大学経済学部教授)/C. L. アメーリアン(一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)

04/11/20-21 青島大学(中国)日韓中シンポジウム
胡宝海(中国証券監督管理委員会法律部)/梁慧星(中国社会科学院研究員、中国全人代代議員)

04/11/22 公開講座「中国における刑事訴訟法改正作業」
陳光中(中国政法大学終身名譽教授)/程味秋(中国政法大学教授)/下建林(中国政法大学教授)

04/11/25 ケストラー教授講演会「ドイツのコーポレートガバナンス」
ローラント・ケストラー博士(ハンス・ベックラー財団共同決定促進部・主任コーポレートガバナンス政府委員DGB代表)

04/11/27 早稲田大学 国際シンポジウム(国際私法)
アネット・クア教授(マックスプランク研究所)/盧泰嶽(司法研修院教授)/石光現(漢陽大学教授)

03/11/30-12/1 タイ王国シンポジウム「タイ王国模擬裁判」
N.スヴィーチャ(知的財産国際貿易中央裁判所副長官)/P. スパチャイ(タイ王国最高裁長官)/クリストファー・ヒース(マックスプランク研究所)

04/12/13 早稲田大学 アラン・シュピオ(仏ナント大教授)講演会

05/1/22 早稲田大学 シュピンドラー(ゲッチンゲン大学法学部長)講演会

05/2/15 RCLIP特別セミナー
ランドール・レイダー(米国連邦巡回訴訟裁判所判事)/マーティン・エーデルマン(ジョージ・ワシントン大学ロースクール教授)/竹中俊子(ワシントン大学ロースクール教授・早稲田大学大学院法務研究科客員教授)

05/2/16 早稲田大学 比較法研究所・21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所共催 公開講演会
ピエール・クロック(パリ第2大学教授)

